

ボランティア団体成長支援事業における支援対象団体について

- 1 ボランティア団体成長支援事業における支援対象団体は、次のいずれかの主体であることが必要

特定非営利活動法人
法人格を持たない団体 (= 任意団体)

(「ボランティア活動推進基金21条例に規定する事業の実施に関する要綱」(以下「要綱」)の規定に基づく)

- 2 今回の提案の中には、上記のほか、次のものをも支援の対象とするものがある

NPO支援機関スタッフ
市町村NPO担当者
女性、若者、シニア
個人事業主

- 3 要綱に根拠のないものに対しても支援を行う企画提案について、県はその実施を委託することはできない。

しかし、それがボランティア団体の成長に資するものとして評価される場合には、要綱に根拠のないものを支援する部分について削除するか、要綱との整合をとれるよう修正することを条件に採択する余地もある。

- 4 11月13日に開催された幹事会においては、次のような意見が出された。

要綱に逸脱しているからといって、提案そのものをはねてしまうのではなく要綱に沿ったものに工夫する余地がある。

せっかくトータルでいい提案になっているものを、要綱にあてはめて、そこからはみ出る部分を切ってしまうのはもったいない。

要綱からはみ出た部分についても、事業は実施してもらおうが県費を出さないという調整もあるかもしれない。

ただし、それでは企画提案者にとって魅力のないものになってしまうかも。

「地域の支援機関と企画提案者がチームを組んで」とあるので、支援対象の中心は、NPOなのだろう。要綱からそんなに逸脱しているという印象は受けなかった。

地域の支援機関の人たちの意識改革があればNPOも育つという前提で、支援対象にしてしまい、それを幹事会も審査会も認めるというのはどうか。

根拠条例・要綱

かながわボランティア活動推進基金 21 条例（平成 13 年条例第 10 号）（抄）

（設置）

第 2 条 県は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないもの（以下「公益を目的とする事業」という。）に自主的に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、法人格を持たない団体及び個人（以下「ボランティア団体等」という。）の活動を推進するため、かながわボランティア活動推進基金 21（以下「基金」という。）を設置する。

- （1） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- （2） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- （3） 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

かながわボランティア活動推進基金 21 条例に規定する事業の実施に係る要綱 (抄)

(ボランティア団体等の要件)

第 2 条 条例第 2 条に規定するボランティア団体等は、次の要件を備えたものとする。

- (1) 活動拠点を県内に有すること
- (2) 継続した活動が期待されるものであること
- (3) 特定非営利活動法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当するものがないこと
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員ではないこと
- (5) 個人にあっては、暴力団員ではないこと

(支援対象団体)

第 2 5 条 支援の対象となるボランティア団体等は、第 2 条の要件のほか、次の要件を満たすものとする。

- (1)個人を除く
- (2)県内で活動を 3 年以上行っていること
- (3)次の要件をいずれか一つ以上満たすこと
 - 将来、県や市町村など行政との協働・連携のパートナーとなるなど、協働型社会の担い手としての役割を果たす意思があること
 - 県内の複数の市町村で活動を行うなど広域的な活動を行っていること又は行う意思があること
 - 他団体への波及効果のある事業を行っている、または行う意思があること